

○岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則

平成 17 年 6 月 22 日規則第 34 号

改正

平成 18 年 3 月 23 日規則第 8 号

平成 20 年 5 月 23 日規則第 20 号

平成 23 年 3 月 31 日規則第 10 号

平成 24 年 7 月 27 日規則第 45 号

平成 25 年 3 月 29 日規則第 45 号

平成 25 年 7 月 31 日規則第 78 号

平成 27 年 3 月 31 日規則第 10 号

平成 28 年 3 月 25 日規則第 16 号

岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岸和田市審議会等の会議及び会議録の公開に関する条例(平成 17 年条例第 25 号。以下「条例」という。)の規定による審議会等の会議及び会議録の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(公開しない審議会等)

第2条 条例第3条第1項ただし書各号に該当するものとして会議を公開しない審議会等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 岸和田市有功者選定審議会
- (2) 岸和田市公務災害補償等認定委員会
- (3) 岸和田市公務災害補償等審査会
- (4) 岸和田市情報公開審査会
- (5) 岸和田市個人情報保護審査会
- (6) 岸和田市水防団員等公務災害補償審査会
- (7) 岸和田市消費者苦情処理委員会
- (8) 岸和田市いじめ問題再調査委員会
- (9) 岸和田市民生委員推薦会
- (10) 岸和田市介護認定審査会
- (11) 岸和田市障害者介護給付費等認定審査会
- (12) 岸和田市いじめ問題対策連絡協議会
- (13) 岸和田市環境デザイン委員会
- (14) 岸和田市退職手当審査会
- (15) 岸和田市市展委員会(部会に限る。)
- (16) 岸和田市行政不服審査会
- (17) 岸和田市予防接種健康被害調査委員会

(18) 岸和田市歴史的町並み保全基金運営委員会

(19) 岸和田市丘陵地区オオタカ調査委員会

(20) 市立岸和田市民病院治験審査委員会

一部改正〔平成18年規則8号・24年45号・25年45号・78号・27年10号・28年16号〕

(事前公表)

第3条 条例第4条に規定する規則で定める事項とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 開催日時

(2) 開催場所

(3) 議題

(4) 会議を傍聴する者(以下「傍聴人」という。)の定員及び傍聴手続

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(会議の傍聴等)

第4条 審議会等の公開に当たっては、会場に一定数の傍聴席を設けなければならない。

2 傍聴人の定員は、会議の都度、審議会等の長が定める。

3 傍聴人は、先着順により決定する。ただし、傍聴を希望する者が前項の定員を超えることが明らかな場合等においては、事前申込、抽選等によることができる。

4 傍聴人は、傍聴にあたっては、所定の場所で自己の住所、氏名、年齢を受付簿に記入のうえ、審議会等の長の指示に従うとともに、次の各号に掲げる事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

(1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

(2) 会議場内において発言しないこと。

(3) 他の傍聴人の迷惑になるような行為をしないこと。

(4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の長が特に承認したときは、この限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(会議録の作成)

第5条 条例第7条第1項の規定により作成する会議録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 会議を開催した審議会等の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

- (4) 公開又は非公開の別
- (5) 非公開の理由(会議を非公開とした場合に限る。)
- (6) 出席者
- (7) 傍聴人数(会議を公開した場合に限る。)
- (8) 議題及び審議の概要
- (9) 前各号に定めるもののほか、審議会等が必要と認めた事項
(会議録の公開)

第6条 審議会等の長は、会議開催結果概要書(様式第1号)、公開された会議の会議録の写し及び会議資料(以下「会議録等」という。)を当該会議録に係る会議を開催した日からおおむね1か月以内に広報広聴課長に送付しなければならない。

2 広報広聴課長は、前項の規定により会議録等の送付を受けたときは、直ちに、当該会議録等を市長公室広報広聴課に設ける情報公開コーナーに備え置き、当該会議録に係る会議を開催した日の属する年度の翌年度の3月31日まで閲覧に供しなければならない。

3 審議会等の長は、会議録等を当該会議録に係る会議を開催した日からおおむね1か月以内に市ホームページに掲載しなければならない。

一部改正〔平成20年規則20号・23年10号〕

(運用状況の公表)

第7条 条例第8条に規定する運用状況の公表は、年度ごとの会議の開催数、公開した会議の開催数、非公開とした会議の開催数及び傍聴人の数について、市広報及び市ホームページへの掲載により行うものとする。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年8月1日から施行する。

附 則(平成18年3月23日規則第8号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成20年5月23日規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第10号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成24年7月27日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日規則第45号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 7 月 31 日規則第 78 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 10 号)

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 25 日規則第 16 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

会議開催結果概要書

| | |
|-----------------------|----------------------|
| 1 審議会等の名称 | |
| 2 開催日時 | |
| 3 開催場所 | |
| 4 公開・非公開の別 | (公開 ・ 非公開) |
| 5 非公開理由 (非公開の場合のみ) | |
| 6 出席者 | 委員 名、事務局 名、その他 () 名 |
| 7 傍聴人数 (公開の場合のみ) | |
| 8 議題及び審議概要 | |
| 9 その他 | |